

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB法律事務所に採用され、法務事務に係る業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、地方裁判所に自転車で移動途中、自転車横断帯を横断していたところ、左折車と衝突し、転倒した（以下「本件事故」という。）。請求人は、本件事故当日、C整形外科に受診し「膝打撲傷及び挫創（左）、頸椎捻挫、両肩及び背部打撲傷」と診断されて加療し、その後、複数の医療機関への受診を経て、同月〇日、D病院に受診し「腰椎椎間板ヘルニア、頸椎椎間板ヘルニア、両調節不全及び眼精疲労」等（以下「旧傷病」という。）と診断され、加療の結果、「腰椎椎間板ヘルニア、頸椎椎間板ヘルニア」等については平成〇年〇月〇日、眼精疲労等については同年〇月〇日をもって、それぞれ治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、自動車損害賠償責任保険との支給調整を行った上、同等級に応ずる障害補償給付を支給した。

その後、請求人は、旧傷病が再発したとして、監督署長に対し療養補償給付を請求したが、監督署長は再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処

分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、請求人はこれを取り下げた。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、旧傷病が再発したとして、腰椎椎間板ヘルニア（以下「現傷病」という。）の傷病名にて、監督署長に対し療養補償給付（診療費及び移送費）を請求したところ、監督署長は旧傷病の再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病が旧傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）労災保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果いったん治癒した後に再発した場合、保険給付の対象となるが、それが旧傷病の再発であると認められるためには、①旧傷病と旧傷病の再発であるとする現傷病との間に医学的にみて相当因果関係が認められ、②旧傷病の治癒時の症状に比し現傷病発症時の症状が増悪しており、かつ、③治療効果が充分期待できるものでなければならない。

（2）本件に係る医学的見解をみると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「交通事故が腰椎椎間板ヘルニアの原因となった可能性は否定できな

い。」と述べているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「因果関係については不詳。」と述べ、G医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「その原因としてははっきりしないが、経年的に悪化したものと思われる。」と述べている。各医師の意見は、いずれも請求人の現傷病と本件事故との因果関係を医学的に認めたとは言い難いものであり、当審査会において、改めて、本件における画像所見、請求人の症状の経過等を精査するも、G医師が所見したとおり、請求人の症状は経年的な悪化とみるのが妥当である。したがって、当審査会としても、請求人の現傷病と旧傷病との間に医学的にみて相当因果関係は認められないものと判断する。

(3) 以上のことからすると、請求人の現傷病は、決定書理由に説示のとおり、上記②及び③について認められるものの、上記判断のとおり再発の要件を満たしているものとは言えず、したがって、請求人に発症した現傷病は旧傷病が再発したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。